

## 令和8年度学校警備員(会計年度任用職員)募集要項

### 1 職名

学校警備員

### 2 募集期間

令和7年12月19日(金)から令和8年1月9日(金)まで

### 3 募集方法

- (1) 目黒区ウェブサイトへの募集記事掲載
- (2) ハローワークでの求人紹介

### 4 募集人数

若干名

### 5 選考方法

書類審査・作文・面接

○第一次選考 書類審査・作文

○第二次選考 面接(第一次選考合格者のみ。令和8年1月下旬予定)

### 6 応募資格

資格・国籍・年齢の要件は設けていません。

(国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた。)

なお、下記(1)～(4)のいずれかに該当するかたは受験できません。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4) 現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法(昭和22年法律第49号)に定める労働時間(1日8時間又は週40時間)を上回ることとなる者

また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。

### 7 職務内容

機械警備校の警備及び来校者の応対など学校長の指揮監督に基づき、概ね次の業務を行います。

- ① 火災、風水害、盗難等の事故防止、発見及び警戒等必要な措置
- ② 漏水、漏電、ガス漏れ等学校内施設・設備の破損等に対する必要な措置
- ③ 校舎、プール等学校施設内への無断立ち入り者への適切な措置
- ④ 来校者や電話による用件に対する適切な処理
- ⑤ 学校施設利用者・団体に対する必要な処理
- ⑥ 工事・修理・清掃等業者への必要な処理
- ⑦ 郵便物、教材具等物品の收受及び保管
- ⑧ 防災にかかる必要な措置
- ⑨ 機械警備システムに必要な措置
- ⑩ その他教育環境の保全、児童・生徒の安全に必要な措置

なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。

## 8 職務系又は職種

技能系

## 9 雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

## 10 勤務日時

1日おきの交代制勤務(土曜日及び日曜日を含む。)で2週間に48時間勤務します。

### (1)月曜日から金曜日までの勤務時間

午後3時30分から午後9時30分まで(休憩時間1時間 実勤務時間5時間)

### (2)土曜日及び日曜日の勤務時間

午前8時30分から午後9時30分まで(休憩時間1時間30分 実勤務時間11時間30分)

### (3)休憩時間

休憩時間の割振りについては、学校長が定めます。勤務の性質上、休憩時間中も学校を離れることはできません。

## 11 休日及び年末年始の勤務

### (1)休日

休日(祝日及び振替休日等)は勤務が免除されます。ただし、警備業務は必要なので、休日に勤務に当たる場合は、休日給等を支給します。

### (2)年末年始

年末年始(12月29日から1月3日まで)は、完全機械警備とし勤務はありません。ただし、学校長から必要に応じ勤務を命ぜられた場合は、休日給等を支給します。

## 12 勤務場所

区立小学校・中学校

なお、区立小学校・中学校は、敷地内全面禁煙です。周辺道路を含めて喫煙することはできません。

## 13 報酬額等

月額約171,536円(地域手当相当額を含む。)

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します(期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。)。

報酬の支給日は、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

## 14 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定(信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等)が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

## 15 休暇等

年次有給休暇は11日(1日を6時間として計算。)です。勤務日単位で取得できます。時間単位の取得はできません。年次有給休暇を取得した場合の日数計算は、平日は5時間とし、土曜日及び日曜日は2日(12時間)です。

この他に、夏季休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

## 16 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法により補償されます。

## 17 社会保険及び雇用保険の適用

健康保険、厚生年金、雇用保険が適用されます。

### (1)加入する健康保険

公立学校共済組合

### (2)任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員である必要があります(任用期間が4月1日から翌年3月31日までの1年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が1年を超える必要があります。)。

## 18 健康管理

年1回定期総合健康診断等を実施します。

## 19 その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

## 20 応募方法

### (1)提出書類

ア 履歴書(6月以内の撮影写真添付)

イ 作文

・テーマ 「学校警備員としてどのように働くか」

・文字数 800字程度

・400字詰め原稿用紙を使用

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

### (2)提出期限

令和8年1月9日(金曜日)(必着)

### (3)提出方法

封筒に「学校警備員」と明記し、履歴書と作文を、教育政策課教育人事係へ郵送又は持参してください。

## 21 郵送先・問い合わせ先

郵便番号153-8573

目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区教育委員会事務局 教育政策課 教育人事係

電話番号 03-5722-9303(直通)

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時00分まで

以 上